

あんど



明日への飛躍(安堵保育園:青組)、ガンバレ！ 今年の4月から小学一年生。

平成29年 第4回12月定例会

審議案件	2
委員会報告	2・3
議員派遣報告	3・4・5
一般質問 (5名の議員が一般質問を行いました)	6・7・8・9・10

平成29年度 第4回 12月定例会

第4回定例会を4日から15日までの12日間で開催しました。

専決処分、条例の制定・改正、補正予算、7件を審議し、承認及び可決しました。一般質問には、5名が当面する町政課題について答弁を求めました。

なお、議長から、植田英和議員から一身上の都合により辞職願が閉会中11月27日に提出されたことに伴い、11月28日に全員協議会を開催し、受理することに決定したという報告がありました。

審議案件

《町長提案》

専決処分〈補正予算〉

○平成29年度安堵町一般会計補正予算(補正第4号)について

- 〔満場一致 承認〕
- 補正額 666万5千円
- 歳入歳出総額 33億5431万1千円
- 衆議院議員選挙費

○平成29年度安堵町一般会計補正予算(補正第5号)について

- 〔満場一致 承認〕
- 補正額 180万円
- 歳入歳出総額 33億5611万1千円
- ①中学校改修工事費
- ②安堵中央公園体育館修繕費

○平成29年度安堵町一般会計補正予算(補正第6号)について

- 〔満場一致 承認〕
- 補正額 413万3千円
- 歳入歳出総額 33億6024万4千円
- ①災害廃棄物処理費
- ②町営住宅改修工事費

条例制定・改正

○安堵町犯罪被害者等支援条例の制定について

〔満場一致 可決〕
犯罪被害者及びその家族又は遺族が必要とする施策を総合的に推進するために制定

○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

〔満場一致 可決〕
非常勤職員の子に係る育児休業期間が、保育所に入所できない等の理由により「1歳6か月まで」から「2歳まで」に延長

施行日：公布の日から施行し、平成29年10月1日から適用

補正予算

○平成29年度安堵町一般会計補正予算(補正第7号)について

- 〔満場一致 可決〕
- 補正額 2840万6千円
- 総額 33億8865万円
- 主な補正内容

- ①「明治150年」関係事業費
- ②電算システム改修費
- ③災害廃棄物処理費
- ④歴史文化・観光ゾーン拠点整備測量設計等委託費
- ⑤道路補修工事費
- ⑥債務負担行為限度額補正

〔平成30年度〕 983万7千円

○平成29年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第2号)について

- 〔満場一致 可決〕
- 補正額 1264万9千円
- 総額 7億8192万7千円
- ①電算システム改修費
- ②介護給付費準備基金積立金

総務産業建設常任委員会

委員長報告 増井 敬史

12月6日 開催

①安堵町犯罪被害者等支援条例の制定について

新規制定する当該条例について、詳細説明を受け、その後質疑を行いました。

犯罪等の被害を受けた者及びその家族・遺族が必要とする総合的な支援を行うために、町及び町民等の責務を明らかにし、また犯罪被害者等を支える社会の構築に向けた取組みなどを定める条例の新規制定であることを確認しました。

西和7町、西和警察署及び公益社団法人なら犯罪被害者支援センターが連携し、協力を図っていく予定です。

当常任委員会における審査の結果、全会一致で原案通り可決すべきものと決定しました。

②県道大和郡山広陵線(安堵南北線)延伸の要望について

県道大和郡山広陵線(安堵南北線)の国道25号線までの延伸に関するその後の動きについて、町担当課から説明を受けました。

計画通り進められるように、奈良県郡山土木事務所計画調整課長(10月)と、斑鳩町の担当課長(11月)に、口頭にて要望したとの報告を受けました。

県道として計画されている安堵南北線の延伸を最重要課題と捉え、国道25号線もしくは富雄川左岸道路への接続の早期実現を目指して、県、斑鳩町及び安堵町の三者で協議する場を設け、行政一丸となって進められるよう求めました。

文教厚生常任委員会

委員長報告

田中 幹男

12月7日 開催

①国民健康保険制度改正(県単位化)について

現在市町村が運営する国民健康保険が、平成30年4月から県単位化されます。11月に決定された「奈良県国民健康保険運営方針の概要」について説明を受けました。

安堵町では、平成36年度の統一保険料の水準に向けて、保険料を段階的に近づけていくこと、賦課方式が資産割を廃止して3方式に変更すること、奈良県が保険料の激変緩和措

置を検討していること等、取組みが挙げられました。

しかし、予算を編成する現時点において、国・奈良県から未だ全容が示されていません。詳細がわかり次第、当常任委員会などで説明していただくよう要望しました。

○ ○ ○

議員派遣報告

平成29年度町村議会 広報研修会参加報告

議会広報編集部長

浅野 勉

研修期間

平成29年9月29日

研修場所

シエーンパツハ・サボ―

研修目的

町村議会広報実務担当者を対象にした研修及び意見交換の場を設け、議会広報の発展に資する。

〔研修会概要〕

今回の研修会は、東日本地区・西日本地区に開催期日を分け、我々は2日目の参加日でした。北は北海道、南は沖縄まで、214町村の広報担当者、が参集しました。2日目の当日には、530名の参加がありました。各町村から持ち寄られた広報紙・議会だよりは、表紙はカラー刷り、記事は2色刷りで、1部24ページ構成の冊子が多く、暦年にわたる発行努力を拝察させられました。

また、当日参加の他町村の広報紙は、発行回数が100号をはるかに超えるものが多々有り、議会広報の継続発行へのたゆまない意識を感じました。

〔講演テーマ〕

「議会広報紙の文章

『伝える広報』から

『伝える広報』へ」

講師：株式会社・ことのは本舗

代表取締役

小田 順子氏

講演に先立ち、事務方から本日のプレゼンテーションの画像は、講師からの要望で、ビデオ撮影・写真撮影はできないと話されました。

《講演要旨》4項目

1 理解しやすい広報の書き方

(見た目が大事！)

- ・見やすく(ビジュアル)に書く
- ・文は短く、65字以内に書く
- ・結論から書く

2 伝わる文章の書き方

①対象を具体的にする。

②地域住民の言葉を使用する。

③「私のメッセージ」ではなく「あなたへのメッセージ」という意識で書く。

④読者にとって役に立つ情報を示す。

3 「わかりやすい話し方」に

学ぶ・NLCCの法則

Nとは、ナンバリング。つまり、番号を付けて書く。

Lとは、ラベリング。つまり、段落、見出しを工夫する。

Cとは、クレーム。つまり、主張、内容を先に書く。

4 業務改善・技術革新へのヒント

「できない理由を」並べ立てるのはなく、「どうしたらできるのか」を常に考える自己修正努力が必要。

○その他、実務の実際をクイズ形式で話されました。

今回の広報研修会の大きな収穫は、行政広報紙の実務経験者であり、現在も日本文学の研究者として学び続けておられる講師の講演を聴けたことです。

講義で拝聴した多くの実践的な編集理論を、広報編集にさらに活かしていきたいです。

議員研修報告

視察議員代表

副議長 浅野 勉

研修期間

平成29年10月13日から
10月14日まで

研修場所

①総務省・東京都霞が関

②「有楽町よみうりホール」

研修目的

①「地方創生と地域づくり」

②「天忠組シンポジウム」

〔研修①の概要〕

総務省にて

1 これから直面する人口減少と高齢化

2 総務省地域力創造グループの施策

約90分の講義は、全国各地の状況を数値化、集約化、可視化した資料を使用し、我が国の現状を詳しく解説されました。

講義資料の中には、安堵町で具現化された事業の紹介や今後、安堵町が提出している「明治150年」関連施策の企画案も記述されていました。

今後も文化交流館（仮称）の建設事業等、安堵町の地方創生への事業の実現化を願います。

講義の終わりにあたり、講演会への感謝と今後共、総務省の継続したお力添えをお願いしました。



総務省研修風景

〔研修②の概要〕

『奥大和に咲いた維新の桜』

志に散った天忠組

のシンポジウムに参加しました。

第一部 朗読と和太鼓と書

和太鼓の演奏と朗読の中で揮毫された書がステージに掲げられました。大きく描かれた文字は「忠」で、今回のテーマです。

第二部 基調講演

奈良県立大学客員教授岡本彰夫氏
当時は利他、責任、再生を旨とし、
天忠組は一心公平無私の理念が重んじられました。

「誰もが、その生き方に忠実であった。」と語られました。

第三部 映像作品

「天忠組桜紀行」の上映

現地に咲く桜の花に天忠組の志士の心を重ねて撮影した映像作品です。それは、まさしく155年前への映像の旅です。奥大和の原風景・絶景に出会う映像の数々。映像のバックに流れる歌手さだまさしさん

の歌声は、天忠組の志士たちの一途な思いと無念さを語り、胸を絞めつけられました。



第四部「忠」の名のもとに

第四部 ディスカッション

「忠」の名のもとに

5名のパネラーが登場。
パネラーには、岡本彰夫教授、安堵町歴史民俗資料館・橋本紀美館長も出演されました。

天忠組に関わりのあるそれぞれの地域で、志士たちの思いが語り継がれ、偲ばれていることが伝わってきました。

安堵町の今村邸・現歴史民俗資料館を拠点とした今村文吾の「晩翠」

堂・安堵社中」の活動は、近代日本の夜明けに大きな影響力がありました。

この歴史上の史実は、安堵町民のみならず、ひろく伝唱をしていく必要性を感じたシンポジウムでした。



安堵町歴史民俗資料館(「晩翠堂・安堵社中」)の拠点

議員視察報告

視察議員代表

議員 増井 敬史

研修期間

平成29年10月31日

研修場所

大阪府花園多目的遊水地

研修目的

安堵町で整備する遊水地の平常時の有効な利活用を検討するために、遊水地事業の先進地を視察して参考とする。

〔視察内容〕

大阪府花園多目的遊水地は、寝屋川水系の恩智川中流部の東大阪市の14haの地域に、東大阪市「花園中央公園」と共同で整備が進められている治水緑地です。遊水地計画概要は、洪水調節量50m³/s、遊水地面積14.10ha、貯留容量32万m³となっています。

東大阪市の「花園中央公園」として、水と親しめる常時池を中心とした水辺ゾーン3.44ha、Aゾーンに各種のイベント等が開催できる多目的芝生広場5.60ha、Bゾーンに多目的球技広場3.21haとCゾーンの野球場1.85haにより構成されています。

洪水は一時的に遊水地に貯留されますが、各ゾーンは越流堤で仕切られており、洪水が遊水地に入る頻度

は、水辺ゾーンで1年に1回、Aゾーンで10年に1回、B・Cゾーンで30年に1回の計画になっています。平成14年度に完成してから現在までに、水辺ゾーンに5回貯留された実績があるとのこと。

平常時は、「花園中央公園」として東大阪市唯一の総合公園であり、東大阪市花園ラグビー場、プラネタリウムの設備のある児童文化スポーツセンター「ドリーム21」、各種花壇、ドッグラン等の施設が整備され、緑豊かな市民の憩いの場としてコミュニケーション、文化活動の場となっています。

視察当日は、水辺ゾーンでは草刈りが、野球場では独立リーグのチームが練習を、多目的芝生広場ではゴルフやジョギングなどがされており、レクリエーション広場等には、幼稚園児が遠足に來られ遊具で遊んでいるのが見られました。

今回の視察研修では、東大阪市の都市整備部公園管理課等の担当者から、資料に基づき施設概要と管理面での問題点や課題についても詳細な説明をしていただきました。また、各施設の案内をしていただき、実際

に管理されている先進地の事例を視察でき大変有意義な研修となりました。

今回の視察研修で得たものを、当町の窪田地区の遊水地の維持管理について活かしていきたいと思います。



花園遊水地

増井 敬史議員



Q. 県道大和郡山広陵線（安堵南北線）の窪田地区への延伸及び、隣接する斑鳩町高安地区への延伸について
A. 大和中央道の南伸計画が進んでおり、窪田地区の延伸道路の機能が図られると考えています。斑鳩町への延伸は、関係機関との協議・要望を継続します。

問 安堵町を南北に縦貫する予定の県道大和郡山広陵線（安堵南北線）は、北は東安堵のJR大和路線の踏切で、南の端は窪田地区のコーナンの交差点で行き止まりになっています。

北の端の町の境界に接する斑鳩町内の都市計画図に道路計画がなくなっている問題が浮上したため、9月の第3回定例会の総務産業建設常任委員会にて審議し、その結果、**当町から奈良県郡山土木事務所始め斑鳩町等の関係諸機関へ強く要望してこの計画を強力に推進していくとの回答を得ました。**

この件につきまして、その後の交渉の経緯等の報告をお願いします。

県道大和郡山広陵線（安堵南北線）は、安堵町内では、奈良県の道路改良事業として施工され、供用開始されています。

しかし、県道大和郡山広陵線は当初より窪田地区を南に縦断し、大和川に架かる馬場尻橋を經由して、川西町唐院から広陵町に至る計画です。県道大和郡山広

陵線の窪田地区への延伸計画があるにもかかわらず、安堵町都市計画図では、都市計画道路の計画決定がされていません。

当町の南北を縦貫する幹線道路として南に隣接する川西町方面からの車の通行量を増大させるためには、奈良県に要望するとともに、当町としても都市計画審議会にて審議し、都市計画道路として計画決定すべきと考えます。

この件につきまして、町としての見解を伺います。

答 産業建設課長

県道大和郡山広陵線（安堵南北線）の斑鳩町高安地区への延伸につきまして、一日でも早く県の計画のとおり進められることが、当町にとって重要なことと認識しております。

10月には、郡山土木事務所に要望を行い、11月9日には、郡山土木協議会において、郡山土木事務所及び斑鳩町に事業実施の要望をしました。

今後も積極的に関係機関と協議・要望をしていきます。

また、現在、大和中央道の南伸計画が進められており、

当面は、窪田地区の延伸道路の機能が図られるものと考えています。

そして、東西の都市計画道路安堵王寺線の住江織物から西行き未施工部分は、事業の目的が立っていません。

当町の発展のためにも、法隆寺インターからの流通経路の確保が重要と考えていますので、窪田地区の遊水地事業の工事用道路を本格舗装し、安堵王寺線と大和川右岸に接続することにより、代替道路として機能するものと考えています。

従いまして、この道路計画を優先的に進めていきたいと考え、遊水地事業と併せ、平成35年度の完成を目標に、大和川河川事務所と協議を進めているところです。

増井議員

長年計画が進んでいなかった県道大和郡山広陵線（安堵南北線）の斑鳩町側への事業実施実現に向けて、具体的に協議をされているとのことですので、今後とも一日も早い供用開始に向けた関係諸機関への要望を継続していただきませうようお願いいたします。

また、東西線の幹線道路であります安堵王寺線の代替道路の計画も窪田地区の遊水地事業の工事用道路を活用して進められるとの答弁をいただきました。

窪田地区への都市計画道路計画につきまして、大和中央道の南伸計画が進んでおり、道路事情が良くなるということです。

当町の発展のためには、広域での道路ネットワークが充実し、当町の幹線道路を整備することが重要であると考えています。今後とも道路の整備に尽力していただきますようお願いいたします。

【その他の質問】

「安堵町の地方創生の成果について」

「安堵駐在所の交番への昇格について」

「奈良モデルによるまちづくり協定への取り組みについて」

「中長期の財政シミュレーション作成について」

「65歳時の平均自立期間が、安堵町は全国及び県平均より下回っている件について」

福井保夫 議員



Q. 気軽にスポーツ等ができる広場について

A. 少年・少女のスポーツ振興の課題として、再検討していきます。

問 夕方、中央公園のテニスコートの横で小学生が野球(キャッチボール)の練習をしているのを見かけます。平成24年9月議会で「中央公園多目的広場の開放について」一般質問しましたが、あれから5年過ぎたのに何も変わらず、少年少女のスポーツの衰退を招いていると思われます。今後の展開について伺います。

答 **教育次長** 中央公園の多目的広場の開放については、平成24年9月議会で「登録クラブその他の使用者との調整や管理上の問題もあり大変難しい」と答弁しました。平成28年6月議会で他の議員から同様の質問がありました。多目的広場を子どもたちのために無料開放することは、町が進めている子育て支援の一つとして有効な手段であると思えますが、施設の管理上の課題等があり、実現できていません。

少年少女のスポーツ振興という重要な課題でもあり、再検討をしていきます。

問 昔の健民グラウンドの使用状況ですが、現在のようないないグラウンドではありませんでした。自由に使い、野球をしている者、サッカーをしている者、冬季には親子で凧上げをしている者も見つけました。私も野球の指導をして夕方暗くなれば自動車のライトを点けて練習させたりしました。その当時の少年野球のメンバーが後に甲子園に4人出場しています。また、その少し後に女子プロ野球に宮原さんが入団しました。

自由に使えることで、親子のふれあう場所として、一番の役目を果たしていました。スポーツ選手を育てる中で一番大切な幼稚園・小学校のときに自由に運動できる場所が必要だと思えます。

施設管理も大切ですが、子どもたちが自由に多目的広場を使える手立てを考慮していただきたいです。

答 社会体育登録クラブとその他の使用者との調整や使用料金負担の不公平感を生じさせない等の課題もありますが、今後、子どもたちのための多目的広場開放という課題について検討していきます。

福井議員 数年後は、町内に遊水地ができますが、その一角に自由に使えるグラウンド(広場)を作っていただきたいです。それまでの期間、多目的広場の開放をお願いします。スポーツ振興は子どもたちの教育・成長に必要なだと思えます。

【その他の質問】
「安堵町消防団の今後について」
「給食費徴収について」
「案山子事業について」

議会のスケジュール

第4回12月定例会関連

- 11月24日 議案事前説明会
- 11月28日 議会運営委員会
- 12月4日 議員打合せ会
- 12月4日 本会議(開会日)
- 12月5日 本会議(一般質問日)
- 12月6日 総務産業建設常任委員会
- 12月7日 文教厚生常任委員会
- 12月12日 議会運営委員会
- 12月12日 議会広報編集部会
- 12月15日 議員打合せ会
- 12月15日 本会議(閉会日)
- 12月27日 議会広報編集部会
- 1月15日 議会広報編集部会

次回の定例会(予定)

第1回3月定例会関連

- 2月19日 議案事前説明会
- 2月23日 議会運営委員会
- 3月2日 本会議(開会日)
- 3月5日 本会議(一般質問日)
- 3月8日 一般会計予算審査特別委員会
- 3月8日 特別会計予算審査特別委員会
- 3月9日 総務産業建設常任委員会
- 3月12日 文教厚生常任委員会
- 3月14日 議会運営委員会
- 3月16日 本会議(閉会日)

浅野 勉 議員



Q. 安堵町公立学校の「道徳の教科化」について

A. 道徳授業の更なる深化充実を図りたい。

問 公立小学校では平成30年度、公立中学校では31年度から、道徳は「特別の教科」になり「**考え、議論する道徳**」への転換が求められています。

道徳の教科化にとまなみ、今回教科書が発行され、現場教員にも児童生徒の評価が新たに必要になります。

安堵町教育委員会として、本町の道徳教育の展開のために、道徳の教科化を①どのようにとらえているのか、また、②どのように授業を進めていくのかを具体的に説明をお願いします。

答 教育次長 まず①の質問ですが、安堵町立学校では平成14年から4年間、文部科学省・奈良県教育委員会より「児童生徒の心に響く道徳教育推進事業推進校」の研究指定を受けました。指定期間中には2回の研究発表を開催し、今回の教科化を見据えた実践的な調査研究・教材開発及び授業研究を進めてきました。

教育委員会は、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の支援のため「安堵町道徳教育推進事業実施要綱及び推進会議実施要項を定め、活動を

継続しています。一例として「あいさつ運動」の啓発のため標語の募集をし、町広報やカレンダー作成・配布に取り組んでいます。「いじめ問題」への対策にも積極的に取り組みを進め、自然体験活動、郷土の歴史・文化・伝統に親しむ活動も実施しました。これらの実践的な取り組みは、来年度からの道徳科の導入に連動するものと思います。

議員ご指摘のとおり、「目の前の課題に、自分ならどのように判断し、行動するかを**考え、議論していく道徳**」への転換が求められていることと認識しています。

浅野議員 ただいま、安堵小学校、安堵中学校で長年に取り組まれてきた道徳教育の成果について答弁をいただきました。これからの道徳科は、児童生徒ひとり一人が「**先ず、自分の事と捉え、どのように行動に移していくかを判断する教科**」にしていたいただきたいと思えます。

道徳科は、基礎・基本を大切に「**知育**」に重ねた実践的な「**徳育**」の実現を目指していただくことをお願いします。

問 では、②の質問について伺います。

答 授業の進め方については、次年度から小学校で使用する教科書が採択されました。その具体的な内容として、「いじめ問題」への対応の充実や児童の発達段階をふまえた体系的な編集・内容になっています。「個性の伸長」「国際理解」「社会正義」等の項目が新たに追加されています。

例えば、「いじめはいけない」という一律的な道徳的価値を教えるのではなく、具体的な場面設定をした上で授業を展開します。

単なる「**規則の尊重**」だけではなく「**友情・信頼**」「**相互理解・寛容**」「**公平・公正・社会正義**」などの道徳的価値を多面的・多角的にとらえ、自ら考える学習時間にしていきます。

本町の公立学校では、これまでの研究指定や発表会で蓄積した教育技術を活用し、学校・家庭・地域が一体となった道徳性を培う取り組みを大切にしながら道徳の授業の更なる深化を図りたいと考えています。

浅野議員 具体的な授業の進め方について答弁をいただきました。

答弁のように、「**考え、議論する**」道徳の授業時間は、まず多様な考え方や生き方を出し合い、認め合うための導入の時間配分が必要になります。

授業の最初に、自分とは違う多様な考え方や生き方を認め合った上で、話し合いや議論を重ねることにより、自分の生き方を見つめ行動する力をつけるのが道徳の学習です。

目の前の課題にじっくりと向き合い解決していく資質・能力を持つ子どもたちを育てるためにも、今後共開かれた学校として、多くの外部人材の協力も得ながら「**人格の完成をめざす**」道徳の授業の展開を望みます。



安堵小学校校舎南面

島田正芳 議員



Q. 体育施設の使用料の減免について

A. 特別の理由や個別の事情を考慮しながら対処していきます。

問 ①過去において、四項の規定に基づき、減免のされてきた状況を教えてください。

②体育施設の使用許可申請をする時に、減免許可申請は同時にすればよいのですか。

③使用料の算定に町内、町外の参加人員の多い少ないで、使用料が町内料金、町外料金と、規定があるのをその競技に、一チーム以上の町内競技者が、居れば町内として扱えないでしょうか。

④体育施設の使用料の減免について弾力的な運用と、事例を教えてください。

：全額減免(ふれあい盆おどり、桜まつり、芋煮会)などがあります。

②の質問の減免申請の時期ですが、原則として使用許可申請と同時にしています。

③の質問については、安堵町体育施設条例別表2で使用料を規定しています。その中で議員指摘のとおり、町内使用料と町外使用料を区分していますが、「使用者のうち町外在住者が2分の1を超える人数の場合は、町外使用料を適用する」旨を規定しており、この規定に基づき対応しているところです。

④の質問については、「教育長が特別の理由がある」と認めるとき「の適用事例としては、先に答弁させていただいたとおりですが、議員ご指摘の「弾力的な運用」の意味が、「今よりも幅広く使用料減免を認める」というものであるならば、減免は使用料収入の減収に直結するものでありますので、その適用は慎重に対処しなければならぬと考えています。

問 ①の質問で、安堵町が主催のときは全額免除。安堵町社会体育登録クラブの団体については、2分の1の使用料を払っているという事でよくわかりました。

②の質問については、体育施設使用許可申請と施設使用の減免申請は同時と言う事でよくわかりました。

将来、身体障害者の競技チームが施設利用をする場合にも対応できるように、宜しく願っています。

③の質問で町外、町内の扱いについては、よくわかりました。今後対外試合等は、技術を切磋琢磨するためには、絶対必要不可欠であると思います。この様な点で、第七条第四項のご検討をお願いいたします。

④の弾力的な運用の願いとは、使用料は一般も小学生も同じとなっております。「青少年のスポーツ育成」の為に、小学生クラブの施設使用料の減免を考慮してください。

答弁いただいています使用料の減免、免除は町収入の減収に繋がると答弁いただいています。行政は一

般企業と違い利潤追求を求められていないと私は思います。前向きな方向で検討をお願いいたします。

答 身体障害者のスポーツ団体が使用されているという事例は、今のところありません。その様な事例がでてきた場合は、特別の理由があると認めるかどうかの判断を個別にしていくなると考えています。

町内、町外の使用区分は条例の規定に基づいて取り扱っていますが、その運用については今後検討して参りたいと思います。

それから、教育長が特別の理由があると認める場合減免することができますという規定がございますが、これは条例・規則が教育長に対して一定の裁量を与えていると解釈しています。基本的にはあまり広範囲にならず、個別の事情を考慮しながら対処していきます。

島田議員 ありがとうございます。ありがとうございました。今後青少年のスポーツ育成のため、検討よろしく願います。

※町関係のイベントの開催

答 教育次長 ①体育施設の減免規定については、安堵町体育施設条例施行規則第七条に規定されています。この規定で「教育長が特別の理由があると認めるとき」に減免することが出来ることとされていますが、具体的な適用事例としては、
*安堵町社会体育登録クラブの活動：1/2減免

一般質問(要旨)

田中幹男 議員



Q. 小学校の英語教育の方向性について

A. 教職員の研修を積極的に継続的に行っていきます。

問 小学校の英語教育が大きく変わります。現在、当町では小学校5・6年生で年間35時間の英語教育がされ、来年、再来年にはこれが50時間になり、2020年から70時間の英語教育がされる予定です。私が心配するのは、英語教育の免許がない先生方が教えている現状で入門期に正しく修得が来ているか心配されます。教員の労働時間はすでに限界を超え、教育カリキュラムは満杯状態となっております。そこに専門でもない英語を仕組んで、教員の過剰な負担は他教科に影響し、結局は子どもたちに弊害をもたらしかねません。

英語は一般的に早く学んだ方が身につくと言われますけれども、根拠も実証のないのが実態です。逆に早く始めた子どもたちが伸び悩んでいるというデータさえあります。英語嫌いが加速しかねない状態となります。外国語は未知の語句を母国語に置き換えながら習得します。一番大事な事は焦らずに豊かな日本語を身につけることだと考えます。

それが外国語を学ぶときの底力となります。当町の現状と対策についてお聞きをいたします。

答 教育次長 これまで安堵

小学校では「総合的な学習の時間」の中で国際理解・外国語活動としてALTと協働しながら、年間35時間の学習を積み上げてきました。平成32年度の全面実施に向けて、学校、教職員が一体となつてその準備を進めているところであります。また学習指導要領改訂に向けた英語科に係る授業研究、研修も奈良県あるいは生駒郡内外でも継続的に行われており、教職員も積極的に参加して経験値を積み上げ、授業力の向上に努めています。議員ご指摘の「働き方改革」の視点も大切にしながら教職員の意欲や熱意を堅持して教育委員会と連携しながら教育効果の高い学校教育を目指してまいります。

問 そもそもこの英語教育が決定された経過をご存じでしょうか。基本的には財界の意向でありまして高校

卒業生の1割10万人を養成しようという計画で国会で審議もされず閣議決定で決められています。そして何より問題なのは語学教育の専門家が一人も関わっていないと思います。

答 町の教育委員会としましては、国の学習指導要領改訂作業の中でそういう議論がされてきたものと認識してまい

向というようなこともございましたけれども、グローバルな人材を育成するという目的で小学校への英語教育が導入されたこと認識しています。

田中議員 今内閣で決定されて実際に英語教育がなされていくわけですから、これを引っくり返すなんて毛頭ありませんが、大いに先生たちの研修をやっていた

だいで少しでも英語が身につくように、逆に英語嫌いを増やすことなく進めていただきたいと思います。要望しておきます。

【その他の質問】
「高齢者の低栄養について」

編集後記

平成30年の新しい年を迎え、早一ヶ月が過ぎました。

さて、本年平成30年(2018年)は、日本が近代統一国家として明治新政権を形成した明治元年(1868年)から起算しますと、満150年をむかえます。

政府は、この記念すべき年を「明治150年」と位置づけ全国の関連施策を募集・発掘の取り組みを推進しています。過日、我々議員団も総務省を訪ね研修を受けてきました。

安堵町の歴史文化の中にも明治時代の近代化に向けて貢献された多くの先達がおられます。本広報紙の紙面でもご紹介をしていきたいと思います。

暦の上では、立春が、年の始まりともいわれますが、まだ、寒さ厳しき折ですので、皆様方もご健康にご留意をよろしくお願いいたします。

議会広報編集委員会

